四　第二十三条中(c)を(d)とし、(b)の次に次の(c)を加える。

(c)　表面効果翼船は、離水及び着水のとき並びに水面付近を飛行中には、(a)に定める燈火のほか、紅色の全周燈であるせん光燈一個を表示しなければならない。

五　第三十一条を次のように改める。

水上航空機又は表面効果翼船は、この部に定める特性を有する燈火又は形象物をこの部に定める位置に表示することができない場合には、特性又は位置についてできる限りこの部の規定に準じて燈火又は形象物を表示しなければならない。

六　第三十三条(a)を次のように改める。

(a)　長さ十二メートル以上の船舶は、汽笛を備えなければならない。長さ二十メートル以上の船舶は、汽笛のほか、号鐘を備えなければならない。長さ百メートル以上の船舶は、汽笛及び号鐘のほか、この号鐘と混同されることがない音調を有するどらを備えなければならない。汽笛、号鐘及びどらは、附属書Ⅲに定める基準に適合するものでなければならない。号鐘又はどらは、それぞれ号鐘又はどらと同様の音響特性を有する他の設備に代えることができるものとし、この場合において、当該他の設備は、この規則に定める信号を常に手動で行うことができるものでなければならない。

七　第三十五条中(i)及び(j)を、それぞれ(j)及び(k)とし、(h)の次に次の(i)を加える。

(i)　長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶は、(g)及び(h)に定める号鐘による信号を行うことを要しない。もっとも、当該船舶は、これらの信号を行わない場合には、二分を超えない間隔で、他の有効な音響による信号を行わなければならない。

八　附属書Ⅰ13を次のように改める。

13　高速船

(a)　高速船のマスト燈は、この附属書の2(a)(i)に定める高さよりも低い船舶の幅に関係する高さの位置に設置することができる。ただし、げん燈及びマスト燈を頂点とする二等辺三角形を当該船舶の船体中心線に垂直な面に投影した二等辺三角形の底角が二十七度以上となる場合に限る。

(b)　長さ五十メートル以上の高速船については、この附属書の2(a)(ii)の規定により要求される前部と後部のマスト燈の四・五メートルの垂直間隔を修正することができる。ただし、当該垂直間隔が次の算式で算定する値以上である場合に限る。

$$y = \frac{(a + 17\psi)\ C}{1000}$$

この場合において、

yは、前部と後部のマスト燈の垂直間隔とし、メートルで表す。

aは、通常使用する状態における海水面からの前部のマスト燈の高さとし、メートルで表す。

ψは、通常使用する状態におけるトリムとし、度で表す。

Cは、マスト燈の間の水平距離とし、メートルで表す。

九　附属書Ⅲ中1(a)、1(c)及び2(b)を次のように改める。

1　汽笛

(a)　周波数及び可聴距離

信号音の基本周波数は、七十ヘルツから七百ヘルツまでの範囲内とする。信号音の汽笛からの可聴距離は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで（正負一パーセント）の周波数（長さ二十メートル未満の船舶については、百八十ヘルツから二千百ヘルツまで（正負一パーセント）の周波数）（それぞれ基本周波数又はその倍音を含む。）であって、(c)に定める音圧を与えるものによって決定しなければならない。

(c)　音響信号の音の強さ及び可聴距離

船舶に設置される汽笛は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで（正負一パーセント）（長さ二十メートル未満の船舶については、百八十ヘルツから二千百ヘルツまで（正負一パーセント））の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちのいずれか一により測定した場合に、信号音の最も強い方向に、かつ、汽笛からの距離が一メートルの位置において、少なくとも次の表に掲げる値の音圧を有しなければならない。

船舶の長さ（メートル）	距離一メートルにおいて三分の一オクターブバンドにより測定した音圧（デシベル（2×10^{-5}N／m^2を基準とする。））	可聴距離（海里）
二〇〇以上	一四三	二
七五以上二〇〇未満	一三八	一・五
二〇以上　七五未満	一三〇	一
二〇未満	一二〇（注1）	〇・五
	一一五（注2）	〇・五
	一一一（注3）	〇・五

（注1）　周波数の測定値が一八〇ヘルツから四五〇ヘルツまでの範囲内である場合

（注2）　周波数の測定値が四五〇ヘルツから八〇〇ヘルツまでの範囲内である場合

（注3）　周波数の測定値が八〇〇ヘルツから二一〇〇ヘルツまでの範囲内である場合

2　号鐘又はどら

(b)　構造

号鐘及びどらは、耐食性の材料を用い、かつ、澄んだ音色を発するように設計されたものでなければならない。号鐘の呼び径は、長さ二十メートル以上の船舶の場合には、三百ミリメートル以上でなければならない。動力式の号鐘の打子は、実行可能な場合には、一定の力で打つことができるものであることが勧奨されるが、手動操作が可能なものでなければならない。号鐘の打子の質量は、号鐘の質量の三パーセント以上でなければならない。

○農林水産省告示第千七百十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月七日　　農林水産大臣　赤松　広隆

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　ＴＳＱ300	209024	株式会社　クボタ
〃	クボタ　ＴＳＦ250	209025	〃
〃	クボタ　ＴＳＦ300	209026	〃
〃	クボタ　ＩＣ75ＭＺ	209027	〃
〃	クボタ　ＩＣ75ＰＣ	209028	〃
〃	ヤンマー　ＫＱ550Ａ	209029	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー　ＳＦ412	209030	〃
〃	ヤンマー　ＳＦ502	209031	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。